

令和7年第5回南関町議会定例会（第1号）

令和7年12月2日
午前10時00分開会
議場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について（10番 山口純子・11番 立山比呂志）
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案第58号 南関町「いただきます」を推進するまちづくり条例の制定について
- 日程第5 議案第59号 南関町団体営土地改良事業分担金徴収に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第60号 南関町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第61号 南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第62号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第63号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 南関町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第65号 南関町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第66号 南関町地域振興対策基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第67号 南関町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第68号 南関町火入れに関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第69号 令和7年度南関町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第70号 令和7年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第71号 令和7年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第72号 令和7年度南関町下水道事業補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第73号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第20 議案第74号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第76号 工事請負契約の変更について
- 日程第23 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第78号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 発委第1号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26

一般質問

①3番 矢野修一 ②2番 福山美佳

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 福山美佳	2番 伊藤博長
3番 矢野修一	4番 西田恵介
6番 中村正雄	7番 杉村博明
8番 井下忠俊	9番 境田敏高
10番 山口純子	11番 立山比呂志
12番 立山秀喜	

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

町長 佐藤安彦	副町長 坂田浩之
教育長 永杉尚久	総務課長 嶋永健一
税務住民課長 福山光明	まちづくり課長 田代由紀
福祉課長 多田隈志保	健康推進課長 猿渡隆史
経済課長 武田信幸	建設課長 田口明
教育課長 城野和則	会計管理者 田中龍城

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 武田博 議会事務局係長 山下飛鳥

開会 午前10時00分

—————○—————

- 議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。
ただいまから令和7年第5回南関町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
議事日程等はタブレットに配信のとおりです。

—————○—————

- 議長（立山秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番議員、11番議員の2名を
指名します。

—————○—————

- 議長（立山秀喜君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期については、本日から12月5日までの4日間をしたいと思
います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から12月5日までの4日間とすることに決定しました。

—————○—————

- 議長（立山秀喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告の第1点は、令和7年度南関町議会議員視察研修についてです。
本研修は、去る11月6日、国会議事堂において、参議院議員本会議の傍聴及び衆議院議員
会館並びに参議院議員会館において、熊本県選出国會議員へ要望書を提出し、意見交換を行
いました。
報告の第2点は、第69回町村議会議長全国大会についてです。
本大会は、去る11月12日、NHKホールにおいて開催されました。内容は、令和8年度
国の予算編成及び施策に関する要望28点及び地区要望9点について決議しました。また、元
プロ野球監督で野球評論家の達川光男氏による講演も行われました。大会終了後には、全国町
村会館において、熊本県関係国會議員に対して、要望と意見交換会を行いました。詳細につ
いては、資料を議会事務局に備えておりますので、省略します。
報告の第3点は、委員会報告についてです。
文教厚生常任委員会委員長から委員会の研修報告が提出されていますので、報告を求めます。
文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊君。

- 文教厚生常任委員会委員長（井下忠俊君） おはようございます。委員会研修報告を行いた
いと思います。
令和7年11月17日。文教厚生常任委員会研修報告書。
南関町議会議長、立山秀喜様。文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊。

1 日時 令和7年11月7日(金)

2 研修先 神奈川県寒川町

3 参加者 井下忠俊、福山美佳、立山秀喜、山口純子、議会事務局長武田博

4 内容 寒川町は、面積13.42km²、人口48,316人(R7.8.1日現在)で、主に東京、あるいは湘南のベッドタウンとしての機能を果たしている町でした。この寒川町は、特に教育、福祉の分野において様々な施策を打ち出し、実行している事でも有名です。

まず、教育においては、「8年後のめざす姿」を基本目標に置き、「目指すべき事として」2項目を設定しております。

1つ目に、時代を超えて目指すべきこととして、①確かな学力を身に付けた児童生徒の育成(将来どのような社会になっても、自分の力で発見・解決できる力と学びへの意欲を高める)②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成(自他を尊重する心を育みながら、規律意識や公共の精神を大切にする教育)③心身共に健やかな児童生徒の育成(日々の中での心の整え方等、生きる上で基礎となる健やかな心と体づくりの推進)

2つ目に、時代に応じて目指すべきこととして、④外国語による積極的コミュニケーション能力を身に付けた児童生徒の育成(外国人指導者の充実により、質の高い授業の展開と学校生活全般における外国語使用の生活体験の創出)、⑤情報活用能力を身に付けた児童生徒の育成(情報及びその技術を活用することにより、自分の考えを形成していくための資質・能力の育成)を、五つの柱として進められています。

その中において、学校・家庭共に子供を育てるという観点から、全国学力・学習状況調査の結果を各家庭まで公表することにより共有し、その上で、点数にこだわらない教育を目指されており、他にも英語教育では日常会話を中心にAIを取り入れられていましたが、これについては、スタートしたばかりで、まだ改善の余地もあるということでした。また、子供たちが日々食べている学校給食の内容を、家庭や地域の方にも身近に感じて頂くため、その献立やレシピをホームページ上で公表されており、地域全体での食育を推進されていました。

次に、子育てに関しては、「さむかわ子育てガイド」という冊子が発行されていて、これは主に子育てスケジュールというもので、項目ごとに、まず(妊娠がわかったら)ということで、母子手帳から給付金、検診並びに父母の教室・講座まで、案内されています。次に(子ども家庭センター)のページでは各種、相談窓口の案内、そして(赤ちゃんが生まれたら)では、検診、各保険の手続き、育児相談等多岐にわたっての案内、その後は保育所をはじめ、サポートセンターやサークル、子育て支援施設など各支援事業所の紹介、そして小学校の案内と盛りだくさんです。他にも、子供と遊べるスポット紹介や食育や災害に備えた内容など、これ一冊あれば、本当に何も心配はいらないのではと、思われるものでした。またこの中身は、福祉課だけでなく必要であれば、例えば建設・経済の担当課をも、巻き込んだ事業でもあったことでした。本当に子供中心に進められていることがはっきりとわかる一冊でした。

最後に高齢者につきましては、また「チームオレンジ」という団体があり、オレンジリングからの進化系ということでした。オレンジリングは介護サポートでしたが、チームオレンジは、主に認知症に特化したもので、その当事者や家族などのサロンや簡単なゲームなどでの居場所づくり的な要素も持っていました。その傍ら、講演会なども開催し、その登録者数は令和7年

10月31日現在、221名になるということでした。今、高齢化率が42%を超える南関町においては、このような団体の育成も必要になるのではと、思うところです。他にも「65歳からのサポートブック」という高齢者の方を支える冊子も発行されています。これは包括支援センター・社会福祉協議会・福祉課などの協力により作られたそうです。また「寒川版エンディングノート」が発行され、地域イベントや高齢者向けの交流会などで配布されていて、その上で、書き方講座を定期的に開催されているとのことでした。

このような形で、極端に言えば誕生日前から亡くなるその時まで、教育・福祉にと、本当に寄り添った施策がなされていることに驚かされたところでした。同じ町とはいえ、規模も人口も大きく違う為、全てとは言いませんが、この南関町においてもできることがあれば、大いに参考にして提案していきたいと思った内容の研修でした。

○議長（立山秀喜君） 報告の第4点は、委員会報告についてです。

総務産業常任委員会委員長から、委員会の研修報告が提出されています。報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、杉村博明君。

○総務産業常任委員会委員長（杉村博明君） おはようございます。総務産業常任委員会の研修報告を行います。

令和7年11月26日、総務産業常任委員会研修報告。

南関町議会議長、立山秀喜様。総務産業常任委員会委員長、杉村博明。

1、研修期間 令和7年11月7日（金）

2、場所 東京都国立市（株式会社エマリコくにたち）

3、参加者 杉村博明、西田恵介、境田敏高、立山比呂志、矢野修一、伊藤博長、

議会事務局 山下飛鳥

研修の目的と内容。総務産業常任委員会では都会で営む農産物の販売を手掛ける組織である株式会社エマリコくにたちで視察研修を行ってきた。我々、熊本県南関町の田舎での野菜などの生産から販売は、都会の農業関係者との違いは、高齢化や耕作放棄地の増加により、荒廃地が増加する中で、農業を如何に発展させ維持させていくか喫緊の課題で相続等の悩みが課題であり、都会の農業の在り方を学んだ。

組織の概要について。株式会社エマリコくにたちについて、本多航所長及び兼田健氏より、懇切丁寧な説明があり、起業の生い立ちとしては地元国立市にある一橋大学の卒業メンバー3名で2011年に法人化され、商店街で週1回の販売からスタートし、地元有志20名が出資、起業当時は取引農家10軒超で現在は150軒になっている。事務所はデパートの一室を借り、飲食店事業を兼ね酒類など多岐に渡り営業され、国立市駅周辺には野菜等の直売所を数店営まれ、近隣の農家さんより新鮮な野菜等を仕入れ販売されていた。仕入れは会社より、直接農家さんに出向き仕入れられ、各販売所で販売を行われていた。また、150軒以上の東京農家ネットワークを有され、野菜はもちろん、果樹、米、花、卵、牛乳など生産品も多様とのことであった。

先ほど述べたように、農業の課題は高齢化による生産者の減少、後継者の不足で田舎も都会農業も同じ悩みであることが確認でき、これからの日本農業が心配であり、日本全国の農業に対する意識改革が重要と思われた。

以上、総務産業常任委員会の研修報告を終わります。

○議長（立山秀喜君） 報告の第5点は、例月出納検査及び令和7年度財政援助団体等に対する監査についてです。

本件については、南関町監査委員に関する条例第14条の規定に基づき、南関町監査委員、良田和彦君、立山比呂志君から令和7年度・令和7年8月分、9月分、10月分の出納検査結果について及び令和7年度財政援助団体等に対する監査の結果について報告がなされています。

内容については、お手元に配信していますので、これを省略します。

これで諸般の報告を終わります。

ここで町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

令和7年 第5回南関町議会定例会の開会において、条例の制定について、条例の一部を改正する条例の制定について、条例を廃止する条例の制定について、令和7年度補正予算について、工事請負契約の締結について、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、その他諸議案のご審議をお願いするに当たり、一言ご挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、今年も残り1か月となり、短い秋から冬の季節を迎えることとなりますが、本年も全国では、線状降水帯の発生に伴う豪雨被害や地震被害など、災害が当たり前のような自然環境となってきております。南関町においては、近隣市町でも大きな被害が発生したにもかかわらず、昨年に引き続き、災害が少ない落ち着いた年であったように思います。しかし、災害は時期・時間に関係なく発生しますので、今後も気を緩めることなく、町民の皆様との防災に対する認識の共有等も図っていくとともに、更に減災に向けた取り組みを進めていきたいと思えます。新型コロナウイルス感染症については少し落ち着いてはおりますが、この5年余りで私たちを取り巻く環境や経済状況も大きく変わっておりますし、ここにきて、インフルエンザの流行が早まっているような気配でもありますので、町としても引き続きの対策を図っていかねばならないと考えております。

国においては、日本で初めてとなる女性の高市総理が誕生し、連立与党の相手となる政党も公明党から日本維新の会に変わり、まだまだ厳しい国会運営となっております。中国との関係悪化が気になるころではありますが、引き続き、国民の生活を重視した地方創生等の取り組みをしっかりと行っていただきたいと思えます。そして、今後も誰もが、どこに住んでいても安心して生活ができるような政策を願うものであります。

さて、本町では、南関版コンパクトシティ構想を進めており、既に役場新庁舎が完成し、うから館につきましても、集会交流機能と飲食機能、図書館機能に広場を備えた多世代交流拠点施設として愛称をローマ字表記の「u k a r a」としてリニューアルし、令和7年6月に集会交流施設がプレオープン、10月8日トッパの日にグランドオープンし、カフェの開業と新図書館「このみc h - i」も開館しました。また、10月8日には町政施行70周年記念式典を開催し、先達の残された功績を称えとともに次の世代へ繋ぐこれからの南関町を考える良い機会と捉え、子どもから大人まで全ての年代の方の参加により、次の10年に向かう新しい流れとしたところであります。10月16日（木）には、u k a r aにおいて、全国から参加さ

れた方により「元気高齢者によるまちづくり実践研究会」 in 南関町が開催され、南関町の介護予防リーダーをはじめ約180名の皆さんにより「健康寿命日本一のまちづくり宣言」が行われ大変盛り上がったところですが、今後は、更に町民の皆さんの元気づくりに取り組んでいただくとともに、町としても、検診体制や介護予防事業の強化を図っていかねばならないと考えております。

また、町では昨年に引き続き10月に各校区での町政懇談会を開催し、今年度は初めての取組となる全体区長会と併せた日程を設定しましたが、4日間で考えると必ずしもたくさんの参加者とは言えないような状況でもありますので、開催方法等も再検討していく必要があると思います。そのような中でも、それぞれの地域での問題点や課題などの質問・要望も出していましたので、今後の町政に役立たせていきたいと考えております。

また、11月16日(日)に開催いたしました第35回ふるさと関所まつりも秋晴れの中で、町内外からたくさんのご来場の方で大盛会でありましたし、12月7日(日)には防災広場一帯で、11チームの参加により町駅伝大会が開催されることになっております。そのほかにも、秋から冬にかけては提案型助成事業やマルシェ開催事業として、10月19日(日)のカントリーミュージック・フェスティバル in なんかん、11月8・9日(土日)のヤマチク・いただきの日、11月30日(日)の松風音楽村フェスティバル2025が立て続けに開催され、年内の12月20・21日(土日)には、なんかんクリスマス・マーケットが u k a r a で開催されることになっております。いずれも活気あふれるイベントとなっており、南関町の活性化に繋がっているものであり、これからも、住民の皆様が企画されたいイベントや催しなどを提案型助成事業やマルシェ開催事業でしっかりと応援していきたいと考えております。

つい最近の明るいニュースであります。議会の中でも報告をさせていただいておりました、沖縄を除く、九州1か所の衛星通信施設の用地売買契約が11月28日に締結されました。詳細につきましても早く報告をしたいと考えておりますが、関係企業のほうが詳細についてはもうしばらく待つてほしいということでもありますので、そういった情報が、皆様方にお知らせできるときが来ましたら、すぐに報告をさせていただきたいと考えております。

そして、本定例会は、18期議員の皆様とは定例会としては最後の議会となりますので、特に意義深い議会になるものと思います。

以上、現在の状況等も含めて、お話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、南関町「いただきます」を推進するまちづくり条例の制定についてのほか条例の制定についてが1件、南関町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのほか条例の一部を改正する条例の制定についてが4件、南関町地域振興対策基金条例を廃止する条例の制定のほか条例を廃止する条例の制定についてが2件、令和7年度南関町一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが2件、令和7年度南関町下水道事業補正予算について、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、工事請負契約の締結についてが3件、公の施設の指定管理者の指定について、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを提案しております。

特に、一般会計補正予算は、総務課・町長・町議会議員一般選挙費の「報酬外」2,583万

9, 000円、経済課・農地費の「工事請負費」1, 651万9, 000円、建設課・農地等災害復旧費の「工事請負費・現年災分」1, 123万1, 000円、河川等災害復旧費の「工事請負費・現年災分」926万3, 000円、まちづくり課・企画費の「積立金」2億2, 777万2, 000円など、2億9, 079万1, 000円を追加し、一般会計の総額を76億1, 102万円としているところであります。

ご審議のうえ、ご承認賜われますようお願い申し上げまして定例会開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

日程第4、議案第58号から日程第25号、発委第1号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第58号から日程第20号、発委第1号までの議案を一括上程することに決定しました。

○議長（立山秀喜君） 議案は、タブレットに配信しております。

議案名を議会事務局長に朗読させますので、確認してください。事務局長。

○議会事務局長（武田博君） おはようございます。議案名を申し上げます。

日程第4 議案第58号 南関町「いただきます」を推進するまちづくり条例の制定について

日程第5 議案第59号 南関町団体営土地改良事業分担金徴収に関する条例の制定について

日程第6 議案第60号 南関町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第61号 南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第62号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第63号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第64号 南関町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第65号 南関町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第66号 南関町地域振興対策基金条例を廃止する条例の制定について

日程第13 議案第67号 南関町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について

日程第14 議案第68号 南関町火入れに関する条例を廃止する条例の制定について

日程第15 議案第69号 令和7年度南関町一般会計補正予算（第4号）について

日程第16 議案第70号 令和7年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第17 議案第71号 令和7年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第18 議案第72号 令和7年度南関町下水道事業補正予算（第1号）について

日程第19 議案第73号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

- 日程第 2 0 議案第 7 4 号 工事請負契約の締結について
日程第 2 1 議案第 7 5 号 工事請負契約の締結について
日程第 2 2 議案第 7 6 号 工事請負契約の変更について
日程第 2 3 議案第 7 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 2 4 議案第 7 8 号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 5 発委第 1 号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 配信漏れ等はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は順次説明をしてください。まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） おはようございます。

「第 5 8 号議案、南関町「いただきます」を推進するまちづくり条例の制定について」提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由といたしまして、「いただきます」は、単なる食事の挨拶を告げるだけでなく、命と人への感謝を込めた挨拶であり、全ての人が社会生活を営む上で必要不可欠な言葉、礼儀であるため、地域の絆や食の重要性を認識し、人とのつながりを大切にすまちづくりの一環として「いただきます」を推進することにより、明るく健全なまちづくりに寄与するためとしております。

次のページをお開きください。条例事項内容について説明いたします。第 1 条に目的といたしまして、直前に「いただきます。」直後に「ごちそうさまでした。」の挨拶を日頃から心がけ料理を提供していただいた方への感謝を忘れず、家族や地域の絆を深め、思いやりの心を育むことで、明るく健全なまちづくりを目指すこととしております。第 2 条に、定義といたしまして、全ての町民が社会生活を営む上で必要不可欠な言葉及び礼儀であるため、あらゆる食事の機会において啓発を図ることとしております。第 3 条に、推進体制としまして、1 項にこの条例の目的の達成のため、町長は、町、商工会、教育機関、保育機関、町内に事業所を有する法人、各行政区の長及び各種団体の長と連携し、あらゆる機会を通し推進すること。としており、第 2 項に、町長は必要であると認めた場合には、関係機関を招集し、または文書等により周知に努めるとともに、掲示物等を作成し啓発を図ることとし、第 3 項に、関係機関は、この条例の目的を理解し、積極的に啓発を図るとしてしております。最後に附則といたしまして、この条例は令和 8 年 1 月 1 日から施行するとするものでございます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○経済課長（武田信幸君） おはようございます。「第 5 9 号議案、南関町団体営土地改良事業分担金徴収に関する条例の制定について」提案理由及び議案のご説明を申し上げます。提案理由は、南関町団体営土地改良事業に要する費用に充てるため、土地改良法第 9 6 条の 4 の規定により準用する同法第 3 6 条の規定、または地方自治法第 2 2 4 条の規定による分担金を徴収することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

次のページをお開きください。南関町団体営土地改良事業分担金徴収に関する条例。第 1 条

では趣旨、第2条では定義、第3条から第5条までにつきましては、分担金の徴収を受けるもの。分担金の徴収基準及び額。分担金の納期及び徴収方法をそれぞれ定めるものでございます。第6条から第7条において、特別な事情の場合について、それぞれの場合について定めているものであります。附則としてこの条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） おはようございます。「第60号議案、南関町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について」提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律、令和6年法律第22号の施行に伴い、本町の一般職員及び特別職（町長、副町長及び教育長）等の旅費に関する規定を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。改正条文でございます。南関町職員等の旅費に関する条例。南関町職員等の旅費に関する条例（昭和54年条例第16号）の全部を改正する。第1条で趣旨をまず謳います。第2条で定義を示し、第1項から第5項までは、従前規定を引用し、新たに第6項、旅行役務提携、提供者を加え、第3条で旅費の支給、第4条で、旅行命令等、第5条で旅行命令等に従わない旅行についてを定め、第6条で旅費の種目を定め、従前定められていた車賃、日当、嘱託料が廃止されたことを受けまして、新たに、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当を定めております。第7条で旅費の計算、第8条で旅費の請求手続を定めるものでございます。第9条から第18条までは、第6条で示しました旅費の種目のそれぞれについて定めるものでございます。第19条から第21条までは、それぞれの旅費について定め、第22条で旅費の支給額の上限について定めております。23条から25条において特別な事情の場合について、それぞれの場合についてを定めております。

附則としましてこの条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。また、附則の第3条で、南関町固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第35号）の一部を次のように改定するものでございます。第15号中の町職員旅費の支給条例を南関町職員等に旅費に関する条例に改め、附則第4条で、南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改めるものでございます。第4号第2項中、旅費の額を宿泊費基準額及び宿泊手当額に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。第2項、前項の旅費の種目は鉄道船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。別表第2の次の表のように改めるものでございます。続きまして、附則第5条で、南関町パートタイム会計年度職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。第10条第2項中、南関町職員等の旅費に関する条例第28条を南関町職員等の旅費に関する条例に改めるものでございます。

以上で提案理由及び議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○税務住民課長（福山光明君） おはようございます。「第61号議案、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び議案内容のご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、南関町役場で印鑑登録証明書の発行に関して、条例の

一部を改正し、住民サービスの向上を図る必要があるためでございます。

次のページをお願いします。南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。南関町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年条例第9号）の一部を次のように改正する。第10条第1項の次にただし書を加える。ただし、印鑑登録者が自ら申請する場合で、規則で定める。本人を証明する書類を提示するときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。第10条第2項中「町長は」の次に「前項の規定による」を「かつ印鑑登録証」の次に、「又は本人を証明する書類」を加える。附則としましてこの条例は令和8年1月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） おはようございます。「第62号議案、南関町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容をご説明申し上げます。提案理由は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。第1条、南関町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。第2条、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。第3条、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するもので、内容につきましては、保育士など子どもに関わる職員等虐待に関する通告義務及び乳幼児の健診内容の結果の把握、放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等に関するものでございます。また、本条例の改正は、将来的な制度導入に備え、関係する条文を整備するもので、文言の追加修正などを行うものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、「第63号議案、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容をご説明申し上げます。提案理由は、県内及び近隣市町との均衡を図り、所得変動による還付に伴う被保険者の負担軽減を行う必要があるためでございます。次のページをお開きください。南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第1項の表を次のように改める。第1期を7月に、第2期を8月に第3期を9月に第4期を10月に、第5期を11月に、第6期を12月に、第7期を1月に、第8期を2月とし、これまでの納期月を6期から8期へ改正するものでございます。附則としましてこの条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（田口明君） おはようございます。「第64号議案、南関町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由及び内容の説明を申し上げます。提案理由といたしまして、道路占用料の適正化を図るとともに、道路占用料の徴収の対象となる占用物件を加える必

要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町道路占用料条例の一部を次のように改正する。別表を占用物件の種類別に実態に応じた負担となるよう改める内容となっております。附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第65号議案、南関町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容のご説明を申し上げます。提案理由といたしまして、南関町道路占用料条例の一部を一部改正に伴い、使用料について、準用する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町法定外公共物管理条例の一部を次のように改正する。第3条第2号中、「たい積し」とあるものを、「堆積し」に改めるものでございます。第12条第1項、行為の許可を受けた者は、法定外公共物を使用する場合は、使用料を納付しなければならない。第2項、使用料の額の算定については、南関町道路占用料条例第2条及び別表の規定を準用する。また、別表を削除するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（福山光明君） 「第66号議案、南関町地域振興対策基金条例を廃止する条例の制定について」提案理由及び議案内容のご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、本基金は目的を達成し、資金を全て活用し、今後存続させる必要がなくなったためでございます。次のページをお願いします。南関町地域振興対策基金条例を廃止する条例。南関町地域振興対策基金条例（平成25年条例第6号）は廃止する。附則としましてこの条例は令和8年3月31日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課（多田隈志保君） 「第67号議案、南関町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について」提案理由及び内容をご説明申し上げます。提案理由は、低金利のため初期目的の事業運営ができず、先導的事業実績もないためでございます。次のページをお開きください。南関町地域福祉基金条例を廃止する条例。南関町地域福祉基金条例（平成4年条例第1号）は廃止する。附則としまして。この条例は令和8年3月31日から施行するものでございます。また、経過措置としまして、この条例による廃止前の南関町地域福祉基金条例の規定により積立てられた基金は、南関町一般会計に繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 「第68号議案、南関町火入れに関する条例を廃止する条例の制定について」提案理由及び内容の説明を申し上げます。提案理由は、南関町火入れに関する条例は、森林法（昭和26年法律第249号）第21条に基づく火入れ許可に関する手続を定めたものであり、同条の法的に基づく手続規定にとどまるものであります。したがって、火入れ許

可に関する具体的な手続や基準については、条例によらず、規則で定めることで足りることから、本条例を廃止するものであります。次のページをお開きください。附則として、この条例は令和8年1月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 「第69号議案、令和7年度南関町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,079万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1,102万円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。1款町税は、1項町民税に1,120万円を追加して3億4,912万7,000円とし、予算総額を14億2,863万1,000円とするものでございます。13款分担金及び負担金は1項分担金に33万4,000円を追加して、予算総額を3,105万5,000円とするものでございます。15款国庫支出金は1項国庫負担金に677万7,000円を追加して、6億785万5,000円とし、2項国庫補助金から53万7,000円を減額して3億8,108万2,000円とし、3項国庫委託金に41万6,000円を追加して337万8,000円とし、予算総額を9億9,231万5,000円とするものでございます。16款県支出金は、1項県負担金に30万円を追加して3億2,456万2,000円とし、2項県補助金に2,249万9,000円を追加して2億8,912万5,000円とし、3項県委託金に4,004万4,000円を追加して3,396万5,000円とし、予算総額を6億4,765万2,000円とするものでございます。19款繰入金は、1項基金繰入金に2億1,677万2,000円を追加して、6億1,872万円とするし、予算総額を6億3,195万7,000円とするものでございます。21款諸収入は、4項雑入に1,808万6,000円を追加して4,107万2,000円とし、予算総額を6,277万5,000円とするものでございます。22款1項町債は1,490万円を追加して7億4,330万円とするものでございます。歳入合計は補正前の73億2,022万9,000円に補正額2億9,079万1,000円を追加して、76億1,102万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費は、1項議会費に13万6,000円を追加して8,463万6,000円とするものでございます。2款総務費は1項総務管理費に2億2,940万1,000円を追加して、14億3,564万5,000円とし、3項戸籍住民基本台帳に338万4,000円を追加して5,231万3,000円とし、4項選挙費から430万4,000円を減額して、4,334万6,000円とし、5項統計調査費から3,000円を減額して、1,074万1,000円とし、予算総額を16億6,842万4,000円とするものでございます。3款民生費は1項社会福祉費に1,198万円を追加して、15億2,860万4,000円とし、2項児童福祉費に35万6,000円を追加して、6億9,374万1,000円とし、予算総額を22億2,234万5,000円とするものでございます。4款衛生費は、1項保健衛生費に97万1,000円を追加して1億6,892万8,000円とし、予算総額を4億5,123万9,000円とするものでございま

す。5款農林水産費、水産業費は1項農業費に1,663万1,000円を追加して3億7,587万円とし、予算総額を4億572万4,000円とするものでございます。6款商工費は1項に商工費171万3,000円を追加して1億755万7,000円とするものでございます。7款土木費は1項土木費から197万3,000円を減額して7,591万7,000円とし、2項道路橋梁費に106万4,000円を追加して3億7,056万5,000円とし、4項住宅費に183万円を追加して、8,141万3,000円とし、5項下水道費に36万1,000円を追加して8,831万8,000円とし、予算総額を7億149万3,000円とするものでございます。8款消防費は1項消防費に39万5,000円を追加して3億2,558万7,000円とするものでございます。9款教育費は1項教育総務費に45万4,000円を追加して8,891万1,000円とし、2項小学校費に115万6,000円を追加して、1億4,913万1,000円とし、3項中学校費に64万7,000円を追加して1億3,232万6,000円とし、4項社会教育費に184万6,000円を追加して1億5,745万円とし、5項保健体育費に342万1,000円を追加して2億852万2,000円とし、予算総額を7億3,634万円とするものでございます。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費1,152万1,000円を追加して6,219万9,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に926万3,000円を追加して2,326万4,000円とし、予算総額を8,546万3,000円とするものでございます。12款予備費は1項予備費に1,000円を追加して1,270万2,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の73億2,022万9,000円に補正額2億9,079万1,000円を追加し、76億1,102万円とするものでございます。

○議長（立山秀喜君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費の説明でございます。繰越明許費として、2款総務費、1項総務管理費の旧庁舎等解体事業、3億3,838万5,000円、5款農林水産費、1項農業費の防災重点ため池等整備事業の6,206万円、7款土木費、2項道路橋梁費の道路新設改良事業1億497万9,000円、9款教育費、5項保健体育費の総合運動公園整備事業の5,136万4,000円、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業（令和7年災）4,541万6,000円、2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業（令和7年災）926万4,000円を設定しております。6ページ第3表は、債務負担行為の補正で追加でございます。追加分につきましては、地域福祉計画及び障害福祉計画策定業務委託料の期間を令和8年度、限度額を900万とし、道路維持工事の期間を令和8年度、限度額を1,800万円とするものでございます。7ページ、第4表は地方債の補正でございます。変更分については、補正後の限度額を申し上げ

ます。道路橋梁整備事業の限度を1億4,010万円とし、消防防災施設設備整備事業の限度額を2,150万円とし、農業水路等整備事業の限度額を1,620万円とし、災害復旧事業の限度額を1,110万円とするものでございます。8ページと9ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

10ページをお開きください。歳入の内訳でございます。主なものについて説明いたします。上段の1款町税、1項町民税、1目個人1節現年課税分として1,120万円を追加するものです。15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金に現年災として617万7,000円を追加するものです。11ページをお願いします。中段の16款県支出金2項県補助金、4目農林水産費県補助金、1節農業費県補助金に、団体営農業農村整備事業補助金として1,168万円を追加し、9目災害復旧費県補助金、1節農林水産施設災害復旧費県補助金に現年災として1,083万9,000円を追加するものです。12ページをお願いします。19款繰入金、1項基金繰入金は、1目1節財政調整基金繰入金から1,100万円を減額し、16目1節地域福祉基金繰入金に2億2,777万2,000円を追加するものです。21款諸収入、4項雑入、1目1節過年度収入に、障害者自立支援給付国庫負担金としまして481万6,000円。障害者自立支援給付費等県負担金として233万2,000円を追加し、2目4節雑入に後期高齢者医療市町村療養給付負担金返還金としまして1,074万9,000円を追加するものです。22款1項町債、1目農林水産業債、2節農業債に農業水路等整備事業債として、360万円を追加し、3目土木債、1節道路橋梁債に道路橋梁整備事業債として100万円を追加し、6目消防費、1節に消防防災施設整備事業債に700万円を追加し、7目災害復旧費、1節農林水産施設災害復旧債に30万円を追加し、2節公共土木施設災害復旧費に300万円を追加するものです。

13ページからは歳出の内訳でございます。それぞれの3節職員手当等、4節共済費の人件費関係は、決算見込みによるものでございます。それ以外のものについてご説明をいたします。13ページの中段をお願いします。2款総務費、1項総務管理費、2目企画費の24節積立金、ふるさとづくり基金積立金として、2億2,777万2,000円を追加しております。14ページ中段から16ページの上段にかけまして、当初予算に計上しておりました、4項選挙費、5目町長選挙及び9目町議会議員一般選挙費を11目町長町議会議員一般選挙費に予算の組替えを行っております。18ページ中段になります。5款農林水産業、1項農業費、4目14節工事請負費に、防災重点ため池等整備工事としまして、1,651万9,000円を追加しております。19ページ下段をお願いします。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、18節負担金、補助及び交付金に、県営事業負担金としまして105万円を追加しております。22ページ上段になります。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費、14節工事請負費に令和7年災の災害復旧費としまして1,123万1,000円を追加し、2項公共土木施設災害復旧費としまして、1目河川等災害復旧費、14節工事請負費に令和7年の災害復旧債復旧費としまして926万3,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君） おはようございます。「第70号議案、令和7年度南関町介護保

険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,426万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入についての補正額一覧でございます。3款国庫支出金は2項国庫補助金に47万8,000円を追加し、1億4,695万5,000円とし、合計を3億8,489万6,000円とするものでございます。4款支払基金交付金は1項支払基金交付金に5万5,000円を追加し、3億6,781万1,000円とするものでございます。5款県支出金は、3項県補助金に2万5,000円を追加し、1,024万5,000円とし、合計を1億9,803万3,000円とするものでございます。7款繰入金は1項一般会計繰入金に51万5,000円を追加し、2億1,353万5,000円とし、合計を2億2,353万5,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の15億2,319万円に補正額107万3,000円を追加して、15億2,426万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出についての補正額一覧でございます。1款総務費は、1項総務管理費に91万6,000円を追加し、216万3,000円とし、合計2,554万2,000円とするものでございます。4款地域支援事業費は1項介護予防生活支援サービス事業費を20万5,000円を追加して、3,152万2,000円とし、合計を7,761万8,000円とするものです。6款諸支出金は1項償還金及び還付加算金に10万円を追加し、4,714万4,000円とするものでございます。8款予備費は1項予備費に14万8,000円を減額し、6,393万5,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の15億2,319万円に補正額107万3,000円を追加して、15億2,428万3,000円とするものでございます。4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

6ページをお願いします。歳入の内容説明でございます。主なものにつきましてご説明いたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目システム改修費補助金、1節システム改修費補助金に42万7,000円を追加するもので、これは令和7年度、税制改正対応に伴う電算システム改修の補助金でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金に48万9,000円を追加するものです。これは、事務費繰入金でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。主なものにつきましてご説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料に、85万5,000円を追加するものです。これは令和7年度税制改正対応に伴う電算システム改修費でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） 「第71号議案、令和7年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。1ページをお願いいたします。歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正

によるものでございます。2ページをお願いいたします。歳出につきまして、1款事業費、1項宅地分譲事業費の1、323万7,000円からの補正額はございません。3ページにつきましては、歳出予算事項別明細書でございます。4ページをお願いいたします。歳出につきまして、1款1項1目の宅地分譲事業費、10節需用費に3万2,000円を増額し、27節繰出金を3万2,000円減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（田口明君） 「第72号議案、令和7年度南関町下水道事業補正予算（第1号）について」ご説明いたします。1ページをお願いいたします。南関町下水道事業予算（第3条）に定めた予定額を補正するものでございます。収入でございます。1款下水道事業収益は、2項営業外収益に36万1,000円を追加し、1億1,346万5,000円とし、総額を1億4,933万2,000円とするものでございます。収入合計は、既決額の2億8,680万5,000円に、補正額36万1,000円を追加して、2億8,716万6,000円とするものでございます。

支出でございます。1款下水道事業費用は1項営業費用に36万1,000円を追加し、1億4,181万9,000円とし、総額を1億4,933万2,000円とするものでございます。支出合計は、既決額の2億8,680万5,000円に補正額36万1,000円を追加して、2億8,716万6,000円とするものでございます。今回の補正は、電力料金の増が主なものでございます。2ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。浄化センター維持管理業務委託として、令和8年度から11年度で、限度額を2億7,266万8,000円とするものでございます。3ページ以降は、実施計画の収益的収入及び支出の内訳等を内訳等の資料でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 「第73号議案、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は、熊本県市町村総合事務組合同規約（第3条第10号）に規定する交通災害事務から令和8年3月31日をもって菊池市が脱退するため、規約の一部を変更する必要があるためでございます。なお、一部事務組合の共同処理をする事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。変更する規約は次のとおりでございます。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように改正する。別表第2、第3条第10号に関する事務の項目中「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改める。附則としましてこの規約は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由及び議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第74号議案、工事請負契約の締結について」提案理由及び議案の説明をさせていただきます。今回ご提案いたします工事請負契約の締結は、南関町旧庁舎解体そのうち工事に関するものでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負については、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。工事名は南関町旧庁舎解体（その1）工事、工事場所は南関町大字関町地内で、入札方法は指名競争入札。契約金額は消費税を含んだ額で1億1,330万円。契約の相手方は熊本県玉名郡南関町大字関町1,236番地。津留建設株式会社代表取締役、津留克也でございます。なおこの工事は指名競争入札により請負業者が決定したもので、令和7年11月26日に仮契約を締結いたしております。主な工事の内容は、旧庁舎、RC造二階建て一部3階、延床面積2,212.29平米の解体、別館木造平屋建て、延床面積260平米の解体でございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第70号議案、工事請負契約の締結について」提案理由及び議案の説明をさせていただきます。今回ご提案いたします工事請負契約の締結は、南関町旧庁舎等解体工事に関するものでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負については、議会への議決を経る必要があるため提案するものでございます。工事名は南関町旧庁舎等解体（その2）工事、工事場所は南関町大字関町地内で、入札方法は指名競争入札でございます。契約金額は消費税を含んだ額で1億5,345万円でございます。契約の相手方は熊本県玉名郡南関町大字上長田693番地、株式会社原賀工務店、代表取締役では北山広大でございます。なおこの工事は、指名競争入札により請負業者が決定したもので、令和7年11月26日に仮契約を締結いたしております。主な工事の内容は、旧公民館RCプラスS造2階建て、延床面積1,442.23平米の解体、渡り廊下S造二階建て、延床面積34.08平米の解体でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第76号議案、工事請負契約の変更について」提案理由及び議案の説明をいたします。今回ご提案いたします工事請負契約の変更は、令和7年3月議会で議決を頂いた町道立山線道路地すべり災害復旧工事でございます。提案理由は工事の内容変更により工事請負契約の一部を変更する必要があるためでございます。なお、議会の議決を得た契約については、地方自治法96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約の及び財産の取得または処分に係る条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

1、工事の表示、工事の名称、町道立山線道路地すべり災害復旧工事、工事場所、南関町大字関東地内。2、請負代金変更前は9,515万円から変更後1億137万1,952円にするものでございます。契約の相手方は南関町大字関町1,236番地、津留建設株式会社代表取締役、津留克也でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 「第77号議案、公の施設の指定管理者の指定について」提案理由

及び議案のご説明を申し上げます。提案理由は、南関町ふるさとセンターの指定管理者につきましては、令和8年3月31日をもって、指定管理期間が満了となるため、令和8年度から指定管理者を選定する必要があり、指定の進めを進めてまいりました。その結果、南関町ふるさとセンター設置及び管理等に関する条例、第5条第1項の規定に基づき、指定管理者を次のように指定するものでございます。指定管理者の管理を行わせようとする公の施設、南関町ふるさとセンターに指定管理者となる団体の所在地及び名称、所在地、熊本県菊池郡大津町大字室686番地1、名称、株式会社グッドスタッフ、代表取締役、日野源男、指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。提案理由といたしまして、地方自治法第244号の2の2条第6項の規定により、議会の決議を必要とするためでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 「第78号議案、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」提案説明をさせていただきます。南関町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は前任者の残任期間、令和9年12月24日まででございます。住所、南関町大字関町■■■■■■氏名、堀川正道。生年月日、昭和31年■■■■■■生まれ、68歳でございます。この度、教育委員会委員であった伊藤洋治氏が令和7年11月11日をもって辞職されましたので、新たに堀川正道氏を南関町教育委員会委員に任命したいので提案するものであります。

堀川氏は■■■■■■

■■■■■■その人柄は温厚誠実で学識経験も豊富であり、当町教育委員会委員として適任であると思われまますので、ご提案申し上げます。何とぞ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 議会運営委員会委員長、中村正雄君。

○議会運営委員会委員長（中村正雄君） 「発委第1号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由と内容について説明いたします。提案理由は、南関町議会議員の定数削減に伴い、条例の一部改正が必要があるためです。

次のページをお願いします。内容について説明いたします。南関町議会委員会条例（平成5年条例第16号）の一部を次のように改正する。第2条第1項第1号中「6人」を「5人」に改め、同条第2号中「6人」を「5人」に改める。第4条の2、第2項中6人を4人に改める。第

6条第1項中「6人」を「6人以内」に改める。附則としてこの条例は公布の日から施行し、次の南関町議会議員の一般選挙後初めて招集される議会の招集日から適用する。

以上です。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（立山秀喜君） 以上で提案理由の説明を終了します。

日程第26、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

3番議員の質問を許します。3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 皆様、おはようございます。3番議員の矢野でございます。早速、一般質問いたします。今回は、1点でございます。

質問事項「地域福祉の拠点としての福祉センター整備と社会福祉協議会の役割強化について」です。質問の要旨。近年、少子高齢化や人口減少が進む中で、地域で支え合う福祉活動の仕組みづくりがこれまで以上に、求められています。南関町には現在、町民が気軽に集い、福祉活動や相談支援が行える福祉センター的な拠点施設が存在しないのが現状でございます。一方で、町社会福祉協議会は、昭和49年に設立された老人憩の家を拠点として活動を続けていますが、建物の老朽化が進み、十分な機能を果たせない状況にあります。こうした中で地域福祉の拠点整備をどう進めるのか。また、社会福祉協議会との連携、役割分担をどう考えていくのかを、伺います。なお、その後の質問は自席にて行います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 3番矢野修一議員の「地域福祉の拠点としての福祉センター整備と社会福祉協議会の役割強化について」「南関町には現在、町民が気軽に集い、福祉活動や相談支援が行える「福祉センター」的な拠点施設が存在しないのが現状である。こうした中で地域福祉の拠点整備をどう進めるのか。また、社会福祉協議会との連携・役割分担をどう考えていくのかを問う。」の質問にお答えいたします。

本町には「福祉センター」という名称の施設はございませんが、「交流センター」・「u k a r a」をはじめ、地域の皆様に交流の場として使用されている施設がございます。また、相談や支援につきましては、福祉課、健康推進課、社会福祉協議会が日頃から連携しながら対応しており、現時点で支障は生じていないものと認識しております。社会福祉協議会とは、地域の実情や支援ニーズを共有しながら、生活困窮者等自立支援相談、地域福祉権利擁護事業、福祉関係団体支援など、それぞれの役割に応じて連携を図っており、地域福祉の推進に必要な機能は確保されているものと考えております。

一方で、人口減少や高齢化の進行により、地域に求められる支援のあり方は変化し続けております。そのため、地域住民に身近な相談体制の充実や、既存施設の活用状況、他市町の取組を注視しつつ、今後の方向性について研究してまいります。また、引き続き、社会福祉協議会、他の関係機関など協力のもと、地域の福祉課題に的確に対応し、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりに努めてまいります。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。また詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） まず、現在、南関町の乗り合いタクシーは、事前予約制で運行されています。しかし、町内には、認知症の方も多く、自ら予約を行うことが困難であるため、乗り合いタクシーを事実上利用できない方がおられるという声が寄せられております。南関町が進めている地域包括ケアの理念からすれば、移動手段の確保は生活の基盤であり、認知症の方が移動の自由を失うことは、外出機会の喪失、社会的孤立、フレイルの進行につながりません。町の見解ということで、認知症の方が自ら予約できず、利用できないケースがどれくらいあるのか、また、その課題をどのように把握しているのか。現状、認識をお示してください。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。認知症の方の人数というのはまちづくり課のほうでは認識できておりませんので、乗り合いタクシーの件につきましてお答えさせていただきます。乗り合いタクシーは、自宅前から町内の施設等や、和水町立病院、荒尾シティーモール、荒尾市民医療センター、庄山バス停、石崎医院を乗降場所として、経路が近い人たちが相乗りで利用できる交通手段であります。登録すればどなたでも利用ができ、月曜日から土曜日まで1日10便、約1時間ごと運行しております。乗り合いタクシーでは、乗降介助というのができませんので、介助者、介護者が付き添うなどの支援が必要な方におきましては、介護タクシーや、福祉タクシーのご検討をお願いしたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 認知症の方などを把握はできていないということでございますが、今現在、健康年齢と、健康年齢じゃない死亡される方の年齢ということで、健康年齢から要介護になる方の年数が、男性で8年5か月ですかね、女性が17年6か月か何か。ちょっと記憶にあります。その間、認知症の方とかが出やすい。いらっしゃると思っております。その中で、地域包括センター支援による予約代行とか、民生委員、地域支援委員のサポート、コールセンター方式による、名前を言うだけで予約できる仕組み、また、ケアマネデイサービスなど、介護事業者による支援、家族がいない独居高齢者への支援体制づくりなど、町として、こうした予約支援を含めたサポート体制の必要性などをどのように考えているのか、伺います。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君） 認知症の方の乗り合いタクシーの利用予約については、予約をする場面でなく、予約した乗り合いタクシーに合わせて外出の支度をしたり、帰りの乗り合いタクシーを予約したりといった場面でも、支援が必要になることもございます。それだけで家族では難しく、ケアマネージャーや公共施設の職員、知人、友人などの協力などの、支援者の存在が必要となっております。ですので、地域全体が認知症の方への理解を深めることが大事だと考えております。ちょっとしたお手伝いや見回りができるように、これからのまちづくりを推進していきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 例えば、ほかの自治体では、見守り登録者に限り、包括支援センターが予約代行をする、また、乗り合いタクシー会社が本人確認の上、簡易予約を可能とするなどの先行事例もあります。南関町としても、誰もが使える、医療支援への改善、検討をすべき

と考えますが、見解を伺います。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君） 包括支援センターなどで、予約を代行するというのも、大変、いろいろ職員の数もですけど、少ないところではございますけど、これからこういったことができるのか、社会福祉協議会とか関連機関とか協議を重ねながら、こういったことができるかを、話し合いながら進めていきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） そこで移動ができなければ、買物にも行けず、暮らしが成り立ちません。認知症の方こそ、外出の機会を確保する必要があり、乗り合いタクシーの利用支援は、町として喫緊の課題であります。今後、検討等、よろしくお願い申し上げます。

次に入ります。南関町の高齢者への食の支援の強化について。南関町は週2回の配食サービスが提供されています。しかし、実際の利用者からは、回数が少なく、食の確保が難しい日があると。また、糖尿病、腎臓病などで、特別食事に対応できないため、利用ができない。買物、調理が困難な高齢者が増えているのに、現行サービスでは足りないといった切実な声があります。高齢者にとって食は命を支える最も基本的な生活基盤であり、配食サービスは栄養確保でなく、見守りや孤立防止にもつながる重要な福祉施設です。しかし、現在の南関町の体制では、ニーズに対してサービスが十分に機能しているとは難しいという現状です。

そこで伺います。町は、週2回という設定が現状の高齢者の生活実態に合っていると考えているのか。食材調達が困難な方や、調理ができない方、独居高齢者、認知症高齢者、こうした方々が週2回だけで本当に生活が成り立つのか。町の認識を伺います。

○議長（立山秀喜君） 答弁の途中ですが、昼食のため、1時まで休憩いたします。

—————○—————
休憩 午前0時00分

再開 午前1時00分
—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、これを続行します。町のほうからの答弁でございます。

健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君） 矢野議員のお尋ねの、食の自立支援の回数ということで、南関町では、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、調理の困難な方を対象に、栄養管理及び安否確認も兼ねた週2回の配食を行っています。数字的には2回と少ないところではございますけど、商工会が行っております見守り弁当と合わせながら、利用されている方もおります。そこを含めれば、数的には、そんなに余りにも少ないということはないと考えております。また近隣の和水町、玉東町が週2回、長洲町は食の自立支援はゼロとなっております。各近隣の町と比べましても、変わらない回数となっております。また定期的に玉名管内の町村あたり、町とは協議を行っておりますので、その中でも、回数等の協議も行っていければと考えております。また、糖尿病などの特別食に対応できているかと言われますと、現状は対応できておりません。今後は、保健センターと連携して健康指導によるサポートを、そういった糖

尿病の方には行いながら、各関係機関と情報共有を図りながら、高齢者のニーズを把握しながら、食生活の改善等に努めていく必要があると考えております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 課長、ご答弁ありがとうございました。食ですね、どうしても健康の源であり、暮らしの基盤でございます。必要な方が必要とされるときに利用できる食支援は、福祉行政としての極めて重要な立場になっております。町としてこれからも、いろんな近隣市町村と協議を行いながら、町として高齢者の実態に寄り添った、食支援の体制を整備するように、よろしくお願い申し上げます。以上です。

次に入ります。近年、南関町では親の介護のために、町外からUターンをされた方が孤独になっていると、お聞きしました。このUターン介護者の孤立状況についての町の認識、どうお考えか、お伺いいたします。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君） ひとり暮らしの高齢者世帯の増加に伴い、高齢者の介護は必要になった場合に、町外で仕事を持たれていた息子さん娘さんなどが帰省して、長期間の一時同居あるいは転入等で介護を担っていただくことは、以前からやっておるところです。近年では、就労期間が延びて定年退職後も仕事を続けられている方が多いため、帰省される際に単身で帰って来られる方が増えております。熱心に親御さんの介護に取り組まれる中で、自分のことを後回しにしたり、地域との交流する余裕が少なくなるのは、Uターンの方もそうでない方も同じで、介護負担の軽減の支援については、医療介護の関係者だけでなく、地域で取り組む課題であると考えております。Uターンの方につきましては現在5名ほど確認しておるところです。対象者のニーズ把握を、町が委託しております生活支援コーディネーターが現在中心になって、そういった把握等を行っているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 南関町に戻り家族の介護を担う方々は、町にとって大切な住民でございます。しかし、介護者自身が孤立したままでは、介護の継続もままなりません。地域とのつながりをつくり、介護者を支える仕組みづくりは、今後ますます重要になります。町として実効性のある、孤立防止策を講じるよう、強く求めます。よろしくお願い申し上げます。

最後には、南関町における高齢男性の趣味活動交流拠点の不足について、南関町では地域の高齢者が参加できるサロン、集いの場が、一定数はございますが、特に高齢男性の参加率は極めて低いという課題があります。外出機会の減少は、フレイル、認知症、鬱、孤立死のリスクを高めます。高齢男性が気軽に立ち寄り、日々活動を通じて、交流できる拠点づくりは、地域の福祉の観点から非常に重要であります。そこで伺います。高齢者が参加できる趣味交流の場が少ない現状に対する町の認識、まず町として、高齢男性の地域参加率の低い現状を、どの程度把握しているのか。また、趣味、活動の場が不足していることを、課題として認識しているのか。地域包括支援センターや、社協からの報告をどう受けて受け止めているのか、この点について、町の見解を伺います。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） 本町におきましては、介護予防教室や地域でのサロン活動、囲碁

や将棋ダンスなどの交流が現在図られております。特に男性の参加が伸び悩んでいるという課題は、全国的にも指摘されており、承知しているところでございます。こういった場合は、健康づくりや仲間づくりに大きく寄与するものであり、高齢者の皆様が、無理なく参加できる環境づくりは大変重要であり、既存の活動や介護予防の取組を男性にも、利用頂きやすい形で広げていくことが重要であると考えております。そのため、福祉課、健康推進課、社協を含め、関係団体とも連携しながら、男性でも参加しやすい、自主的な活動が続けられるような支援についても、今後工夫しながら取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 男性の孤立は見えにくいだけで、深刻な地域課題でございます。一歩外に出ることができれば、健康づくり、地域づくりにもつながります。誰もが安心して集える場所づくりに向けて、町としても積極的な取組を求めます。お願い申し上げます。

最後の質問になります。南関町における福祉センターの整備の必要性ということで、先ほど冒頭、町長からございました。交流センター並びにうから館等で連携しながら、行っているということでございましたが、私としては、南関町を福祉センターのいわゆる施設はございません。近隣の市町では、総合福祉センターが整備されており、そこには高齢者や障害者、子育て世代を対象とした相談業務、健康増進教室、世代間交流の場、更には災害時の要配慮者の拠点として、多様な役割を果たしております。一方、本町では、社会福祉協議会の建物が、その役割を部分的に担ってきましたが、49年に建設されて、半世紀が経過しまして、老朽化が厳しく進んでおります。そのため、十分な機能を果たせないのが事実であります。ここで伺いたします。まず、老朽化した社協の更新をする際に、福祉センター機能を兼ね備えた施設として整備する考えはないのか、町長にお尋ね申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。社協事務所を福祉センター機能と合わせた建物にできないかというご質問だと思いますけれども、福祉センターという名称が、もともとのうから館は「総合福祉センター南の関うから館」ということで、そういった目的で建てられた建物でした。ということで、現在も2階のホールとかいろんな部分は、そういった福祉センターの機能を果たせるような部分もありますので、下には調理実習室もありますので、ぜひu k a r aのほうもそういった形で使っていただきたいと思っておりますし、現在の交流センターは、いろんな役目を果たせるような、福祉避難所も兼ねておりますので、ぜひそういったものをまずは活用していただきながら、そのほか、第二校区にもふれあい広場とかありますので、現在あるものもいろんな活用の仕方次第ではしっかりと対応できますので、そういったものを優先していただいて、新たに社協と福祉センターをつくるということは考えにくいと思っております。もう現在も町の庁舎、u k a r aも改修しましたけれども、新たに多大なお金をかけてするっていう考え方よりも、今あるものをどう活用するかというのは、この町に1番合った方法じゃないかなと思っております。財政面も考えたときに、新築で大きなものを建てるよりも、現在あるものを改修して、もっと使いやすいものにするっていうことですので、そういった形で、今あるものを使っただけならばと思うところでありまして、社会福祉協議会の事務所につきましては、今いろんな、局長あたりとも話をしておりますけれども、現在町にある、いろんな施設の中からでも、そう

いったものに該当するものがあるならば、使っていきたいというふうに考えておりますけど、もともとの社協の事務所は現在の老人憩いの家の前は、旧役場の裏の第一保育園跡にありました。ということで、これまでも、そういった空いたところを使っていたかということが、非常に申し訳ないんですけども、やはり町としては有効活用できる場所をご提供することができればと考えているところです。

○議長（立山秀喜君） 3 番議員。

○3 番議員（矢野修一君） 社協の老朽化、もう50年以上経っているということで、町長もお考えはあるかと思っております。お伺いいたします。住民福祉の中核機関でございます。社協は建物でありながら、今の社協を大規模改修するか、移転するか、具体的な選択肢を持っているかと思っておりますが、町として、この選択肢をどう検討しているのか。また、その検討のスケジュールをどのようにお考えか。これはもう明確な方針を、町長、お示してください。よろしくをお願いします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。現在では明確な方針というのは決めておりませんが、社協をどこに移っていただくかという、町のこれまでにあった建物の中に移転していただくということが1番いいのかなとは考えております。ということになりますと、現在町では南関もコンパクトシティ構想を進めておりますので、この周辺で全てが一緒にまとまったところでそういった事務所ができればということを考えておりますけれども、以前矢野議員からも、旧図書館を社協の事務所にできればいいなといったことを、お話をされたことを聞きました。ということで、社協の事務局ともそういった話は、何回かしたことあるんですけども、旧図書館であれば十分、まだ新しい施設でありまして、下の駐車場も、かなり停まります。しかしながら、社協には職員の皆さん、そしてお客様の駐車場等も含めると、駐車場だけでも足りない部分もありますので、そういったものも全部どういった形で収めていくかということありますけれども、一つの候補地としては、今度空いた図書館は十分考えられるんじゃないかと思うんですけども、まだ全くそこは表に出せるような話ではございませんので、その関係者の皆様、そして議会ともしっかりと打合せをしながら進めていく必要があるかなと思っております。ただ、現在、旧役場、旧公民館の解体工事に入っておりますし、そのあとは、地域優良賃貸住宅の建設に入ります。公園整備もありますので、そういったものができないと、やはり工事中はそういった事務所に使うということはなかなか難しいと思いますので、スケジュール的にはもしそこが可能になったとしても、その完成後の移転というのが考えやすいのかなと思っておりますので、そういったものにつきましても、やはり町が勝手に決める問題ではございませんので、町、当局社会福祉協議会そして議会も一緒になって、そういったものを検討していく必要があるかなと考えております。

○議長（立山秀喜君） 3 番議員。

○3 番議員（矢野修一君） 町長が今答弁されたのは、私も同感ではございます。しかしながら、随分経っていて特に、社会福祉協議会の建物自体が、天井あたりも落ちてきたりなんかして、早急に進めて頂きたいとは思っております。しかしながら、先ほど旧図書館がこれはまだ候補ということで上がっていますが、町長が述べましたとおり、旧図書館は駐車スペースが十分に

確保できておりません。来訪者や支援事業者が多い、社協の業務にまずは不向きだと思います。また、建物自体が図書館として設計されているため、相談支援や、地域福祉活動を行うための部屋の構成ですね。また、必要な機能を確保するのは、大幅な改修が不可欠だと思っております。こちらの点から、旧図書館を移転先とする案は、利用者の利便性及び事業運営の観点では慎重な検討が求められると思っております。今後、協議をやっていきながら、スピーディーに進めていただきたいと思います。

まとめに入ります。いろいろご答弁ありがとうございました。町の社会福祉法人が地域住民の生活をさせる上で、大切な存在であることは間違いありません。今後の福祉需要の拡大に応じていくためには、町と法人、そして、住民が力を合わせて支え合う仕組みが欠かせません。どうか町当局におかれましては、現場の声にしっかりと耳を傾けながら、地域に寄り添った福祉行政を進められるように、強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（立山秀喜君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

続いて1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員（福山美佳君） こんにちは。1番議員の福山美佳です。

本日、2点の質問をいたします。1点目、質問事項「行政評価制度の実効性向上について」南関町の行政運営が運営を進めていく上で、限られた財源をどう分配し、どの事業を重点化していくのか。その判断の質は、まさに町長のリーダーシップにかかっていると感じております。だからこそ、その判断の根拠となる行政評価が今、本当に南関町の政策形成に力を発揮できているのか。それについて、改めて確認したいと思い、今期最後の一般質問でこのテーマを取上げます。本来、行政評価は単なるチェックリストではなく、町が掲げるビジョンに照らし、事業の効果を見極め、重点化と見直しを進めるための重要なツールだと考えます。しかし、現状では、評価結果がどう活かされたのか。評価の作業は行われていても、その結果が町長の意思決定や、予算編成にどこまで接続されているのかが、町民にも議会にも、十分には伝わりにくい状況にあると感じています。行政評価の実効性を高めることは、単に事務の効率化ではなく、町長が目指すまちづくりをより確かな証拠で支え、町民が実感できる成果へとつなげるための基盤となると考えます。本日は、行政評価制度が将来を見据えた、町政の意思決定を支える仕組みとして、更に機能するために、現状と今後の方向性について伺いたいと思います。

質問の要旨。行政評価制度の現状について尋ねる。

- 1、行政評価の活用及び、予算編成との連動について。
- 2、評価結果の分かりやすい公表、見える化について。
- 3、外部評価、住民参加型評価の導入について。
- 4、今後の行政評価制度の改善について、以上が1点目の質問です。

続いて、2点目の質問です。質問事項「子育て交流拠点、全天候型屋内遊び場の充実について」。近年、夏の猛暑日や雨天時など、外で遊ぶこと、過ごすことが難しい日が増えています。放課後児童クラブ等を利用されている家庭からも、外遊び禁止の日や時間が多く、子どもから不満の声があると伺っております。そのほかにも、町内の子育て世代からは、雨の日に遊ぶところがない、暑過ぎて外に行けず、結局、町外の施設に遊びに連れていっている。小さな子ども

もを連れて安心して過ごせる場所が少ないという声を多く耳にします。現時点で町として、子育て交流拠点、全天候型屋内遊び場の整備について、計画がないのは承知しております。だからこそ、まずは住民の方の声と必要性を町に届けさせていただき、検討につながることを期待し、今回質問させていただきます。

質問の要旨。夏の猛暑日や雨天時に町内で遊べる場所が不足しているという声があり、現在遊びの町外流出が起きている。子育て世代からのニーズや要望の把握について尋ねる。

- 1、屋内遊び場に関する調査や検討について。
- 2、国県の補助金や交付金を活用した、全天候型屋内遊び場、子育て交流拠点など、専用施設の整備について。

以上が2点目の質問です。この後の質問は自席にて行います。

○議長（立山秀喜君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 1番福山美佳議員の「行政評価制度の実効性向上について」「行政評価制度の現状について尋ねる。」の質問にお答えいたします。

行政評価制度とは、行政機関が実施する政策や事務事業について、その必要性、効果性、効率性を客観的な視点から評価・検証し、その結果を政策や予算編成、事務改善に反映させることで、より効果的かつ効率的な行政運営を目指す仕組みであります。その評価には三つあり、一つ目に、「政策評価」として町の全体的な政策目標（総合振興計画の基本構想）いわゆる町の将来像に対する評価であります。二つ目は、「施策評価」で、政策を構成する個々の施策（総合振興計画の基本計画）の進捗状況や成果を評価するものであります。三つ目に、「事務事業評価」があり、個々の事務事業の必要性、有効性、効率性を評価するものであります。本町では、平成24年度から行政評価の「事務事業評価」に絞って取り組みを進めてきましたが、当時は、行政改革に基づく職員数の削減と補助金等の歳出削減に取り組んでいる時期でしたので、本来の目的とは異なった事業評価であったと思います。私の就任後は、本町に合った「行政評価システム」を構築し、総合振興計画の「基本構想・基本計画」の策定に合わせて、目標を設定し、簡単な入力で評価できるように改善しながら取り組んでおります。

まず1、「評価結果の活用および予算編成との連動について。」にお答えします。毎年、翌年度以降の実施計画を11月末までには作成していますので、それに併せて、その年の進捗評価を10月末までに、まちづくり課企画振興係でとりまとめをし、その評価を基に翌年度の予算編成に反映させております。

次に、2「評価結果の分かりやすい講評（見える化）について。」にお答えします。第7次南関町総合振興計画の基本計画では、それぞれの政策事業に合わせて達成状況を測る目標を数値で示しており、達成率がすぐわかるようにしており、評価についてはAからEの5段階評価としております。

次に、3「外部評価・住民参加型評価の導入について。」にお答えします。「政策評価」と「施策評価」につきましては、「外部評価・住民参加型評価」が必要と考えておりますので、「長期・中期計画」の見直しの時に評価をお願いしたいと考えております。「事務事業評価」につきましては、現在のところ考えてはおりませんが、必要に応じて副町長を本部長とした職員による町内推進本部を設置し、その会議で出た議論や結論をもって判断の目安としております。ただ、

事業の規模・内容によっては、議員ご質問の「外部評価・住民参加型の評価」が必要となりますので、南関町振興計画審議会等の審議会設置条例に基づく審議会では、外部評価委員による評価をさせていただいております。ただし、「住民参加型の評価」は行っておりません。

次に、4「今後の行政評価制度の改善について。」にお答えします。本町では、行政評価に係る職員の作業負担にならないようスモールスタートで取り組みを進めているところであります。そのため、評価シートにおいては、他市町と比べ物足りない部分もありますので、職員の負担が増えない程度に評価のシステム改善と町が取り組んでいる事業に対し、町民の皆さんに広くお伝えし情報の共有に努めることが「協働のまちづくり」に繋げていく今後の課題ではないかと考えております。

次に、「子育て交流拠点（全天候型屋内遊び場）の充実について」「真夏の猛暑日や雨天時に町内で遊べる場所が不足しているという声があり、現在、遊びの町外流出が起きている。子育て世代からのニーズや要望の把握について、尋ねる。」の質問にお答えいたします。

まず、1「屋内遊び場に関する調査や検討について。」にお答えします。本町における子育て世代からのニーズ把握の状況についてですが、第3期南関町子ども・子育て支援事業計画（南関町こどもまんなか計画）の策定にあたり実施したアンケート調査において、全天候型の屋内遊び場に関する要望は、特に確認されておりません。しかし、近隣の長洲町においては、多世代交流施設に屋内遊び場ができた事例もありますので、今後は、このような施設の利用実態把握に向け、情報収集に取り組みながら、新たな施設整備の検討も必要だと思っておりますが、既存の公共施設や体育施設の有効活用も重要であると考えております。現在、交流拠点施設〈u k a r a〉の一部スペースを活用し、屋内遊具を配置しており、自由遊びの場としての活用を模索しているところです。

次に、2「国・県の補助金や交付金を活用した全天候型屋内遊び場・子育て交流拠点など専用施設の整備について」にお答えします。町内には、小規模ではありますが、屋内で遊べる施設が一部存在しております。子どもたちの遊び場は、単に場所を提供するだけでなく、地域との繋がりやコミュニティ形成といった観点も重要であり、地域住民や関係機関との連携が不可欠であると考えております。近年は、夏休み期間中の猛暑により、子どもが屋外で遊ぶには危険な日も増えており、屋内の遊び場へのニーズが増しているのではないかと、私も感じており、議員ご提案のような施設が将来的に整えられることは、子育て環境の向上となり、有益なものになると認識しております。そのため、まずは町内の既存施設の活用を基本とし、運動施設内にあるスペースなど、活用できる場所について、どのような提供方法が可能であるのか研究してまいります。また、子育て支援の環境整備は、単独の部署だけでなく、町全体で取り組むべき課題であるとも認識しております。今後は、教育委員会、福祉課、建設課など関係所属課と連携し、施設整備の可能性や利活用の方策について協議を進め、多角的な視点から検討を行うことで、より実効性のある支援体制の構築を目指してまいります。町としましては、地域資源の有効活用と子育て世代の定住促進を両立させる観点から、安心して子育てができる環境整備に引き続き取り組んでまいります。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。また詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 町に合った、行政評価システムを構築しているとのこと、大まかな現状については理解できたんですけども、町のこの認識についてをお尋ねしたいんですけども、現在の行政評価システムは、どのような目的で実施し、どの程度政策形成や予算編成に活用をされているのか。また、職員の皆さんの中で共通認識というのがされているのかをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。まずどのように認識しているかというご質問でございますが、町長の答弁にもありましたように、基本的には振興計画、町の実施計画をつくるに当たり、それに基づいて、現在やってる事業が適正であるか。また見直しが必要であるのかっていうのは、いい材料だと考えております。町長の答弁にもありましたように、通常部会というので副町長をトップにした町内の部会がございます。割合としましては、課長がその部会の会員となっております。そこで各課から上がってきた評価書を再評価しまして、そこで次の事業につなげるということで部会のほうで検討してございます。そこで決まったことは次の来年度予算ということになりますんで、それに合致させるために、うちの財政部局と話をしまして、それからまだ町長と打合せをしまして、次に進めていく事業はこれだよっていうことの参考材料とさせていただいております。よく言われますのが、PDPDという、計画して実行して、終わってまた計画して実行というのが、どうしてもうちの町の悪いパターンでございますんで、何とか今はチェックまでできておりますんで、チェック後の最後の改善の取組のほうが少し弱いところでございますんで、それに気をつけながら最近では進めているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） はい。現状について、また分かりました。そして先ほどの答弁の中で、事務事業評価について導入は考えていないとの答弁だったんですけども、その最大の理由というのは何なのか。そして、事務事業評価の必要性についての検討というのが、今までされたことがあるのかについてお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 事務事業評価をすることをしないということは多分言っていないと思います。住民の皆さんを入れたところの評価だと考えております。そこにつきまして、ここいろんな意見がございますんで、ある程度は事業を進めていくに当たりましてやっぱり担当部署の担当職員のほうが、よく詳しく知っておりますんで、それに対しては、地域住民の方の声を入るってのはあまりいいことじゃないかなと思います。ただ、5年後、それから10年後の計画を見直す場合は、そういう意見をたくさん頂いて、そこで次の計画を作っていくとちょうど計画の見直し時期がございますんで、その辺りは町民の皆さんの意見を取り入れていきたいと考えております。事業評価をしないというわけではなくて、事業評価はこれからも継続的に進めさせていただきます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） ちょっと今ので私理解ができなかったんですけど、事務事業評価は考えていないっていうふうに、私先ほどの答弁で聞いたような気がしたんですけど。ちょっと

今のところもう一度詳しく聞いていいですか。何の評価はするっていうところを。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 議員のほうでおっしゃいました、住民参加型の評価という言葉が確かございました。住民参加型の評価というのは、事務事業には考えていないという答弁でございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） はい、分かりました。では、今現在の個々事業の効果や必要性は、どのように判断してるかっていうと、先ほど言われていたその現状の評価でされてると思うんですけども、この見直すべき事業、省くべき事業をその中でどういうふうに判断してるのか。また、今の行政評価システムの結果が改善につながった事例、見直しにつながった事例、具体的な事例があればそれを教えてください。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい、町の振興計画につきましては、ほとんど改善というのはありませんで、継続または少し改善しながら進めるよっていう、計画事業はそのまま進めているところでございますが、その事業の中で例えば改善を行ったとか、見直しを行った事業につきましては、皆さんがよくご存じでございます。住んでよかったプロジェクト事業につきましては、その辺で採用させていただいております。例えば2期から3期についての判断する場合で、一つは新築住宅固定資産補助金というのを当時は出しておりましたが、これにつきましては見直しをするときに、評価委員の中で、固定資産税については建築資材と新築軽減措置があり、また、住宅取得に関する補助金もあるということで特定の方に対する重複補助であるため、廃止したほうがいいんじゃないかという意見が出ましたので、それに基づいて3期には反映しておりません。また、新規雇用奨励金というのも当時ございました。当時は本人よりも事業者へ、確か出てる補助金がございました。それにつきましても、3期から4期についての今回見直すときに、今度は事業者にも本人がよろしいだろうということで、本人に支給になっております。ただこれにつきましても、今度新たにまた3期を見直すときに、新しい4期目のとき、先日全協でも説明がありましたように、何かなくすような話が出ておまして、これにつきましては、何かもらった方が1年で転出されていなくなるのはおかしいですけども、町から出て行かれる事例が頻繁に出始めたということで、それでは実効性が伴ってないかっていう、参加している職員の中から意見が出ておまして、それに基づいて、今回の意見に何か反映されてるという事例はございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） そういったの判断していく中で、なぜそういうふうに改善されていくのかっていう、何だろう、その結果が見えてないとか、たくさん事業がある中でなぜそれがそうなったのかっていうところが、やっぱり見えてないところがあると思うんですね。今年度、町長の施政方針の中でも、行財政改革による無駄の排除、また、目的に沿った費用対効果を、重視というワードが使われていたと思うんですけども、この延長線上に、行政評価制度っていうのがあるのではないかと思います。町が行っている事業、これを振り返って町民の皆さんに対して、なぜこの事業を続けるのか、なぜ廃止するのかっていう説明する

ためにも、この評価というのが大事な仕組みなのではないかと考えます。今行われている、政策レベルでの評価では、現場の各事業の細やかな効果や課題が、最初見たんですけれども、十分見えてないんじゃないのかなというふうに感じてます。きめ細やかな先ほど言われた事務事業ではなく、振り返るほうの事務事業の評価は、確かに手間もかかって職員の皆さんに負担が生じるとは思うんですけれども、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう事業を推進し、住民福祉の向上に努めると、町長おっしゃいます。やはりこの事業は根拠があって続けていると、効果が薄いので改善する、町民の利用が少なくて廃止する、といった説明責任として、町民の皆さんへの見える化というのが求められて、必要になってくるのではないかと思います。町には数多くの事業があります。ただたくさん事業が並んでいるのではなく、事務事業評価を含めた、行政評価制度を得て町民の皆さんにもっと利用してもらえるように、更に磨いていくことが必要だと考えます。

そこで、お尋ねします。政策施策レベルの評価ではなく、細かい事務事業、今の段階での評価のままで行ったとして、個々の事業の妥当性や、効果改善点を把握し、事業の継続や、縮小や廃止といった判断をどのように行っていくのか。また、町民の皆さんへこの事業を続ける理由、廃止する理由の説明責任について、現在ほどのように果たされていると考えているのかをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。まず、事業につきましては、やっぱり各担当課で持つてる小さい事業ございます。それぞれで、その担当でないといけない事業がございますので、そこでまずは評価をしております。それから、その評価を上級の課長会のクラスあたりで判断してということに、今も進めているところでございます。評価、方向性につきましては、まだ一般の皆さんに公表という形で公表しておりませんので、最近では公表することを叫ばれておりますので、公表する方向では、システム的にできないことはありませんでしたので、打ち出して何か出せばできるということですので、その辺は今担当と話をしたところ、公表することはできますとですので、その辺は前向きに検討させていただけると思います。それから評価を頂いて、それに対してのお答えできるということが、施策を持っておりませんので、それは私たちが今からまた勉強させていただくことになるかと思いますが、その辺りは前向きに考えさせていただきたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） 繰り返しになるんですけれども、やはり町民の皆さんから見えにくいというところ、全て事務事業の評価を細かいものを出す必要があるというふうなのを言いたいわけではなくて、町民の皆さんが行政の判断を理解できること、職員の皆さんにとって、事業目的や改善点が共有しやすくなること。この二つが最低限必要なのではないかとというふうに考えます。外部に向けた、見える化として、事業ごとの目的、成果課題を簡易的にも公表してする仕組みを導入すること。今後それは、して行かれるということよろしいんですか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。行政としてはすべきだろうということで考えておりますので、少しでも皆さんのご意見に応えられるように努力していきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 今南関町の事業の中でも、類似の事業であったり、事務事業評価も行政評価をしていくことで、統合できるものもあるのではないかとこのように考えます。そうすると担当課間の連携であったり、効果の薄い事業の縮小であったり、PR不足で、利用されていない事業の改善が進むなど、そういったメリットが考えられるのではないかなと思います。全部の事業ではなく、モデル的に数事業だけ評価シートをつくったり、一部事業から外部発信を始める、段階的に導入する、そういう考えがあるのか。いきなり全部ではなく、職員の皆さんの負担が増えない方法での導入ということ、今後検討していただきたいと思いますが、町の考えをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） おっしゃるとおり、幾つかの課でダブってる補助金とかもございませぬので、必然的に見直すべきだと考えておりますが、一気にやっちゃうと職員にかなりの負担がかかりますんで、進めていながら、少しずつ改善をさせていくという方向でいきたいと考えております。一気にでなく、徐々にとこのように考えていただければよろしいかと思っております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） そういった評価を今後、公表することによって、行政運営の透明性は高まっていくと思うんですけども、町民の皆さんの納得と信頼を積み重ねていくこと、これが町長のリーダーシップにつながる。そのためにはやはり、評価結果の分かりやすい公表や改善につながった事例の積極的な掲示など、町として情報発信を強化する。その考えについて、すいません、改めてもう一度だけ聞いていいですか。情報発信をしていく、評価を発信していくという考えについて。もう一度答えをお願いします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。町としましては今、本当に公開というのほどの市町村も叫ばれておりますし、うちの町は公開度は低いとご指摘を受けておりますので、前向きに検討していき、公開できれば少しずつですけど、全てできないですけど、小出しにもなりますが、努力していきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） はい。そして外部評価、住民参加型評価についてになるんですけども、これは導入している自治体もあり、外部有識者による外部評価、住民の視点を取り入れた、住民参加型評価といった仕組みを一部の事業に取り入れているところもあります。こうした外部の目を入れること。行政だけでは気付けない改善点を見つけられるという効果があります。現在事業の規模、内容によって、外部評価委員による評価をしているとのことですが、今後、協働のまちづくりを進める上で、さらなる外部評価の導入や、住民参加型評価を一部の事業で施行してみるとこの考えについて伺います。町民と行政が一緒に、町の事業をよくしていく仕組み、協働のまちづくりの一環として、この件について今後検討はできないのか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 一部の事業につきましては審議会、また推進部会という会を設けて

おります。その中には一般町民の方も中に入らせていただいております。ただ事業施策につきましては、どうしてもたくさんの方のご意見を、なかなかまとまらないとありますので、それにつきましては、基本計画であったり、基本構想、こういうときには、ぜひとも皆さんが入らせていただいて、住民の皆さんの声を聞きたいと考えておりますが、通常やっています事業評価につきまして、そこまでは拡大はする必要はないのではないかと考えております。今あります従来どおりの審議会であったり、推進部会だったり、部会協議会とかございますので、その中で検討頂いている部分でお願いできないかと思っております。それから、事業につきましてやってくる人が見えていますけども、第三者委員会みたいな形で、大学の教授だったり一般の方を入れますと、かなり人件費がかかって、なおかつ事業が進むのに時間がかかっているようでございます。それも1回2回じゃなくて数回ぐらい検討委員会をかけてその結果を見ますと、最終的にはコメントがたくさん書いてありまして、これ事業をストップするのかなと思ったら、答えは継続という言葉で終わっていますので、継続になる、ならざるを得ないのかなと思いますので、そういうあれは必要ないかなと私は考えております。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） 一つ例えば上げるとするならば、住民提案型事業、これを毎年事務事業評価するならば、外部の話が出たんですけれども、住民の方の意見を聞いて、更に次年度いい事業にしようと考えたときに、利用されたことがある方の意見だったりとか、どういう評価なのかというところを聞くことで、行政の中の人たちだけでは気づかない視点があって、次事業に活かされたり、もしくは整理されたり、そういったところもあると思うんですね。そのたくさんの人からの意見をついていうことではなく、それに対応できる、そういった、人の意見であったりとかを、それぞれの事業に合う人たちの意見を取り入れることも、事業の磨きをかけるっていうところでは、できるのではないかなというふうに感じました。

今回行政評価制度について質問したんですけれども、町民の皆さんに対して、税金が何に使われ、どのような成果が生まれたのかを説明するためにも、行政評価の充実っていうのは避けて通れない課題だと考えます。町としても、情報共有に努めて今後の町協働のまちづくりにつなげるのが課題である、認識されているのであれば、町の規模や、人員体制に合った評価の充実、運用を検討し、できる範囲で見える化を進めていくことが、行政の効率化や職員の業務改善、更には町長のリーダーシップの根拠にもつながるのではないかと考えます。

最後に伺います。行政評価制度について、今後、町長の方針としてはどのようにしていきたいと考えているのか、そちらをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。今回その事業評価等について、ご質問いただきました。やっぱり町民の皆さんが1番何をこれから求めているかというのは、行政がどういった運営をしていて、そのためにはどういった予算が使われている。そして、どこに重点的に使われているか、どういった仕組みでそういったものが決まっているかということをやっぴり見えにくい部分がありますので、福山議員が今回質問していただきましたように、行政職員で分かることでも、町民の皆さんに分かりにくいってことが多くありますので、そこを見える化っていうか、もう少しこういった評価で、こういった事業が必要だからこういったことをやっていますというよ

うな、そういった流れが分かるような公表といたしますか、見える化を、もう少しずつでも総務課長が言いましたとおり、一気に全てをやるというのは恐らく難しいと思いますので、事業に限ってということで、今提案型助成事業の話もありましたけれども、特に住民の皆さんが関心を持たれている事業を絞って対応するとか、そういったことも含めながら、検討を進めていきたいというふうに考えます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） では、2 点目の「子育て交流拠点、全天候型屋内遊び場の充実について」の再質問に入ります。

まず、u k a r a の一部スペースを活用し、自由遊びの場として活用を模索されているということですが、これについてどのような模索をされているのか。この件に関してのニーズ調査というのはされているのかお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 質問の途中ですけど、1 0 分間休憩します。

-----○-----
休憩 午後1時50分
再開 午後2時00分
-----○-----

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁のほうでしたので、よろしく申し上げます。まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。先ほどの御質問は、u k a r a の一部スペースを活用し、室内遊具を配置しているということで、どういう模索をしているか、また意見の把握をしているかっていうご質問だったかと思えますけれども、今年度開館で設置したばかりで、今、インクルーシブ遊具というのを現在配置しておりますけれども、子どもの遊び場についてですかね。インクルーシブ遊具ではなくて、はい、その件につきまして、まだ開館したばかりということですので、今後必要であればそういったニーズ調査ですとか、意見を伺いながら検討していきたいとは考えております。ただ芝生広場につきましても、そんなにあんまり広いところではありませんし、室内にしても、広く遊具を置けるようなスペースでもございませんので、できる限りの規模で考えていかなければいけないのかなっていうふうに考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） u k a r a の自由遊びの場、今課長が言われたインクルーシブ遊具、もう置いてあると思うんですけども、現在オープンしてから、どういった方が利用して、どういった声があるのかっていうのを、ただ調査して欲しいなというふうに感じます。そして町、答弁の中で、町内には小規模であるが、室内で遊べる施設が一部存在するということでした。それはどこなのか、また、その情報はどこまで浸透していると認識されているのかをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） はい、小規模ですが、ふれあい広場の体育施設の中に、子どもの遊び場専用の遊び場が設置してあります。利用人数についても、管理のほうでしっかり把握しておりますけれども、全体的にそういった場があるということが広く周知されているかという点、

その辺についても確認がとれておりませんので、しっかりとそういう場が町民の方に把握されているのかどうかというのを改めて確認をしていきたいと思えます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 先ほど答弁の中で、アンケート調査で、町内遊び場に関する要望は確認されていないとの答弁でした。そのアンケートは、町内遊び場について尋ねる問があったのか、というのが疑問ではありますが、実際に雨天時や猛暑日に、町外へ遊びに行く家庭が多いという実態があります。今回その件に関して、ニーズ調査や、実態把握を行う考えがあるのか、町の考えをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 先ほど町長が答弁いたしました、ニーズ調査の部分については、そういった項目は入っておりませんが、スポーツ推進計画を策定する中で、スポーツに対するニーズ調査を行っております。アンケートの自由意見として子どもの遊び場や公園が少ないという意見がありましたので、それについては総合運動公園の今回の整備の中で、遊具施設を設置した遊び場を整備をしているところでございます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） すいません、最後のほう、ごめんなさいもう一度いいですか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） スポーツに関しては、アンケート調査を実施しております、その中で、数的な集計パーセンテージは出ておりませんが、自由意見の中で、子どもの遊び場公園が少ないというような意見は多く書かれておりましたので、そのご意見のもと、今回の総合運動公園の整備計画の中で反映をさせていただいているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 今のアンケートは外の話ですよ。屋内に関するアンケートでどうですか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） はい。南関町こどもまんなか計画の中でとりましたアンケートの中には、屋内遊び場に限った質問項目はございません。自由で書いていただくところに、屋内遊び場についての特段の意見はございませんでした。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） ないということだったので、この件に関して今後、ニーズ調査や、実態把握を行う考えがあるのかということをお尋ねしたいです。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。屋内遊び場についてのアンケートかと思いますが、屋内遊び場に限ったアンケートというのはとる必要はないと思えます。ほかのいろんなものの中で、それに合わせて、そういった屋内での遊び場についてということでアンケートを一緒にとるべきかなと思えますので、そういったことのアンケートに併せてすることで進めることができればと思えます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1番議員（福山美佳君） 今言ったニーズ調査、実態把握っていうのも、アンケートだけにこだわらなくてもいいのかなというふうに思います。いろんな方の声を聞いたり、公園を利用している子どもたち、その家族に聞くなり、大がかりなアンケートではなくても町民の皆さんの声は聞くことができるのではないかと思います。今回、こんな屋内の遊び場について質問してるんですけども、この子育て世代の声として、私の聞く限りは、かなりの声を頂いているので、まずは調査や情報収集からでもいいので、必要性の整理という面で着手していただけるのか、その考えがあるのかをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、福山議員が複数というか、かなり何人かですね、そういった意見を議員のほうにも届けていただいているということであれば、当然、町としてもそういった声を聞く必要がありますので、進めていくことは、もちろん当然すべきだと思っておりますけども、先ほど申しましたとおり、それだけっていうことじゃなくて、ほかのところと併せながら、そういったことを進めていきたいと思っております。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） 答弁の中で、夏休み期間中の猛暑により、子どもが野外で遊ぶには危険な日が増えており、町内の遊び場へのニーズが増しているのではないかと町長自身も感じているとのことでした。実際夏休み期間、それ以外の猛暑日、雨天時は、子どもたちは外遊びができず、自宅や友達の家に行き、ゲームやユーチューブ等に夢中になっている子どもたちがいるという現状があります。休日、お孫さんが遊びに来られる家庭でも、猛暑日、雨天時は町内には思い切り体を使って遊ばせてあげられるところがないと。長洲町、荒尾市、大牟田市に結局は連れ出している、そんな現状です。子育て世代のみだけではなく、子どもと関係する世帯の現状を踏まえた上で、子育て交流拠点、全天候型屋内遊び場について、今後、検討する価値がある課題として、位置づける認識はお持ちなのか。それについて考えを明確にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。全天候型の新たなそういった室内遊び場っていうのは、新設というのは考えにくいと思います。ですので、答弁で申しましたとおり、これまでほかのことでも言ってる、共通ですけども、いろんな施設がありますので、そういったものを含めて有効活用できるような、全天候型というか室内の遊び場、それを併設するような形ですることは検討していくべきかなと思います。多大なお金をかけてまでそういったものをつくっていくのかどうかということは心配ありますので、いろんな今の施設活用型ということで検討させていただければと思います。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） この遊びの町外流出を、町として問題視することにより、住民の満足度であったり、移住定住の促進、交流人口増の話にもつながるのではないかと考えます。子どもの数は年々減少し、少子高齢化が進む中ですが、持続可能な南関町として、発展していく歩みを止めないでほしいと考えます。u k a r aという多世代交流拠点もグランドオープンし、今年度は、総合運動公園も完成するというところで、南関町は今、注目度がかなり上がっている

のではないかと感じております。この後にも大津山団地の分譲宅地の計画、旧庁舎跡の地域優良住宅の計画がある中、南関町を数ある町、市町村から選んでもらうためには、何が必要なのかということ、今回の話以外の話も含めて十分に検討していただきたいと思います。

私自身が議員としての約4年間の活動を通して、天候に関係なく、子どもたちが安心して体を動かせる場所の必要性を痛感しました。財政も厳しい中ではあると思いますが、国県等の補助金等の活用を視野に入れ、前向きな動きに期待したいと思います。全天候型、屋内遊び場は、必ずしも、先ほど町長が言われたように、大規模な建設が必要なわけではなく、答弁で言われたように、既存の施設の活用、空き施設の部分改修、民間と連携した小規模スペースの確保など、柔軟な方法があると思います。今回の質問は、整備するっていう考えを求めているのではなく、これから屋内の遊び場の確保に向けて、検討を進めるという方向性を示していただけませんか。これについてお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、検討していくか、いかないかっていうのも、もちろん検討していきますということで、一つ、南関町がこれから、屋内のそういった遊び場をつくるっていうか、お金をかけるとすれば、B&G海洋センターが、今年度で特Aランクが10年になりました。私が就任したときはBクラスでしたけど、それから上がって特Aを10年継続しましたので、10年経つとまた補助金を頂きます。ですので、その補助金を活用して、エアコンシステムを、B&Gには付けることができるならばと思っておりますので、そういった夏にも冬にも活用できるようなエアコンを使いながらできるような施設にすることができればとは一つ思っておりますので、ほかの施設も、暑いとき時が特にですけども、そういったのも必要でありますので、ぜひ、先ほど議員も言われたとおり、町の単費じゃなくいろいろな補助金を活用しながら、国、県だけじゃなくて、B&Gとかいろんなものがありますので、そういったものを、総合的に活用しながら進めることができればと思います。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） 今回、この一般質問でお伝えしたかったのは、先ほども言いましたが、今すぐ整備してほしいということではなく、まず何よりも実際に多くの子育て世代やお孫さんを持つ世代がそういう場を必要としていること、遊びの町外流出が起きていること、屋内で安心して遊べる場所が町の魅力にもつながること、こうした声をしっかりと町に届けたいと思いました。その上で、町として、必要性を認識し、今後、検討を進めるという前向きな姿勢を示していただければ、それが大きな一歩につながると考えます。子育てしやすい町は、将来の人口維持、地域の活力とも直結します。南関町の三つの柱、産み育てやすい環境の整備、ぜひ早い段階からの検討に心から期待しまして、私の一般質問を全て終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で、1番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日、3日は午前10時に本会議場にご参集ください。

これにて散会します。起立。

○
散会 午後2時26分